

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年5月27日提出
【発行者名】	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 英治
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	橋本 美紀
【電話番号】	03-6230-9062
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファンド の名称】	米国・シェールMLP・高配当株ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

## (1) 【ファンドの名称】

米国・シェールMLP・高配当株ファンド（以下「ファンド」といいます。）

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

## (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

## (5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

## (6) 【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

## (7) 【申込期間】

2021年5月28日から2021年11月26日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

< あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク >

電話番号：03 - 6230 - 9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

主に米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます。）、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に実質的に投資を行うことにより、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指します。

###### ファンドの基本的性格

##### 1) 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産
		( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		あり
一般	年2回	(日本を含む)		( )
大型株	年4回	日本	ファミリー	なし
中小型株	年6回	北米	ファンド	
債券	(隔月)	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット	( )	中近東		
属性		(中東)		
( )		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(資産複合(株				
式、不動産投信、				
その他資産)資産				
配分変更型))				
資産複合				
( )				
資産配分				
固定型				
資産配分				
変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表および属性区分表に係る用語の定義は以下の通りです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

## &lt; 商品分類の定義 &gt;

## 1. 単体型投信・追加型投信の区分

- (1) 単体型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

## 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 3. 投資対象資産による区分

(1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 4. 独立した区分

(1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

### < 補足として使用する商品分類 >

(1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

### < 属性区分の定義 >

#### 1. 投資対象資産による属性区分

##### (1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

##### (2) 債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

##### (3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

##### (4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

##### (5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### 2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回（隔月）：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回（毎月）：目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

### 3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東（中東）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

### 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

### 7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## ファンドの特色

### 1 米国の金融商品取引所に上場している高配当株等に投資を行います。

- 主に米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます。）、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に実質的に投資します。
- 主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
- 各銘柄の配当の継続性、配当の成長性、財務の健全性、株価の水準等に着目してポートフォリオを構築します。
- 投資対象とする各資産クラス間の投資比率に目標は設けません。ただし、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）への投資比率は50%以内とします。

「MLP」  
とは

マスター・リミテッド・パートナーシップ（Master Limited Partnership）の略称。米国で行われている共同投資事業形態の1つで、米国の金融商品取引所で取引されています。MLPの多くは、エネルギー・天然資源に関する事業を行っています。

### 2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

- |                                       |                                 |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）<br>（適格機関投資家専用） | 委託会社：<br>フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 |
|---------------------------------------|---------------------------------|

  - 「LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型) (適格機関投資家専用)」を主要投資対象とし、高位組入を維持することを基本とします。
  - フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、上記主要投資対象ファンドが投資するマザーファンドの運用の指図に関する権限を、クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに委託します。

#### フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の概要

- ▶ フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社です。
- ▶ フランクリン・テンプルトン・グループは、米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置くフランクリン・リソース・インクおよび傘下の子会社で構成される独立系の資産運用会社グループです。世界30か国以上に拠点を有し、複数の資産クラスにおいて1,300名を超える投資プロフェッショナルと約1.5兆米ドル(約155兆円)\*の運用資産残高を有しています。

\* 2020年12月末現在。

#### クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの概要

- ▶ 米国ニューヨーク州に本社を置き、主として米国株式全般の運用を専門に行う、フランクリン・テンプルトン・グループ傘下の運用会社です。
- ▶ 経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが、MLP、REIT、転換社債を含む米国株式全般を投資対象とした多様な投資戦略に基づき運用を行っています。
- ▶ 機関投資家向け、個人投資家向けを合わせた運用資産総額は、約1,770億米ドル(約18兆円)\*。

\* 2020年12月末現在。

※ フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社から入手した2021年4月1日現在の情報を基に作成しております。

※ 米ドルの円貨換算は、2020年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=103.50円)によります。

- |                                  |                                  |
|----------------------------------|----------------------------------|
| ユナイテッド日本債券ベビーファンド<br>（適格機関投資家向け） | 委託会社：<br>あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 |
|----------------------------------|----------------------------------|

### 3 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

実質的に投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、当ファンドの基準価額および分配金は、円と米ドルの為替相場の変動の影響を受けます。



## ■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## ■ 分配方針

年4回(毎年2月、5月、8月および11月の各27日(休業日の場合は翌営業日))の決算時に、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市場動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

## 信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

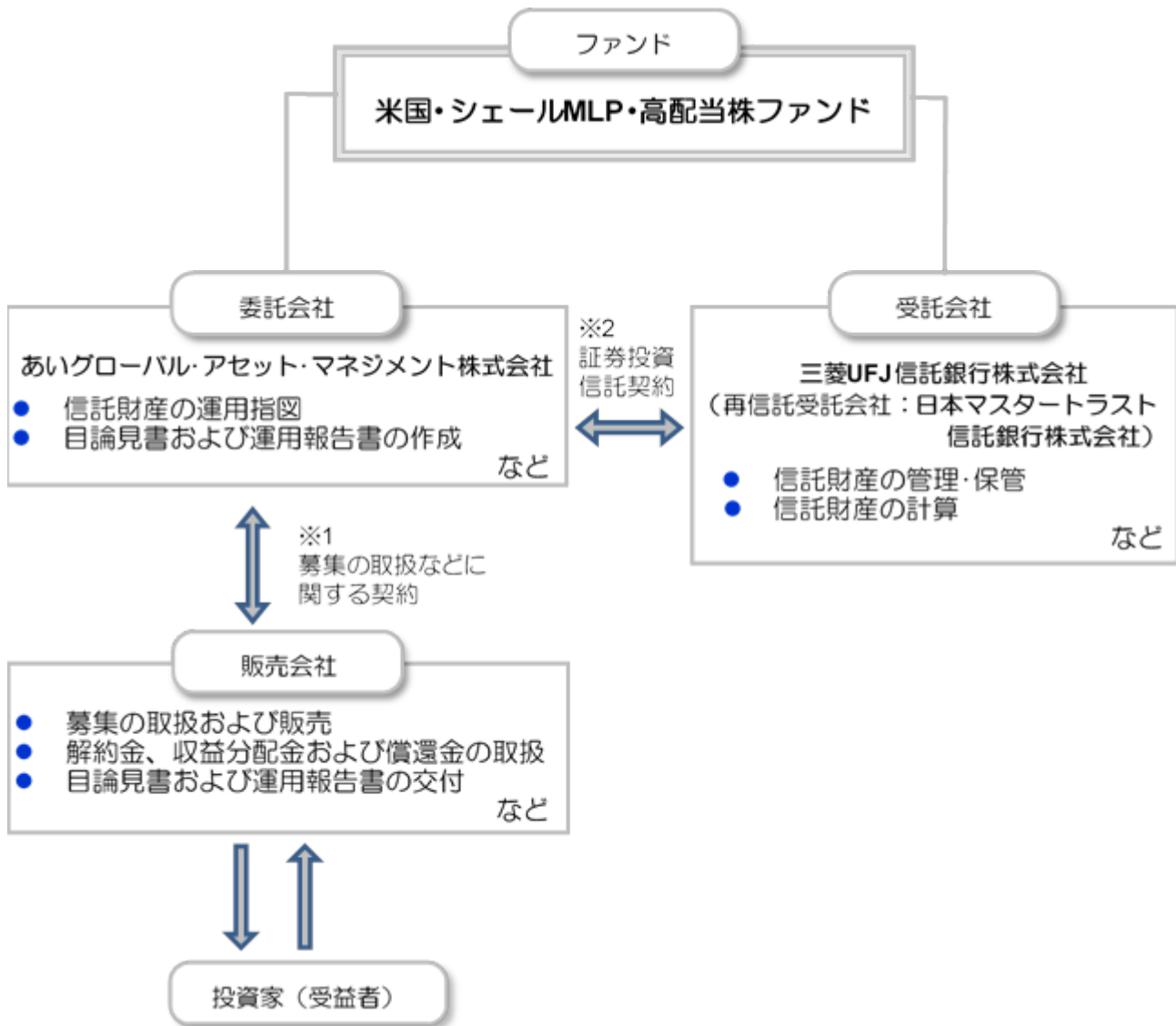
## (2) 【ファンドの沿革】

2013年9月3日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

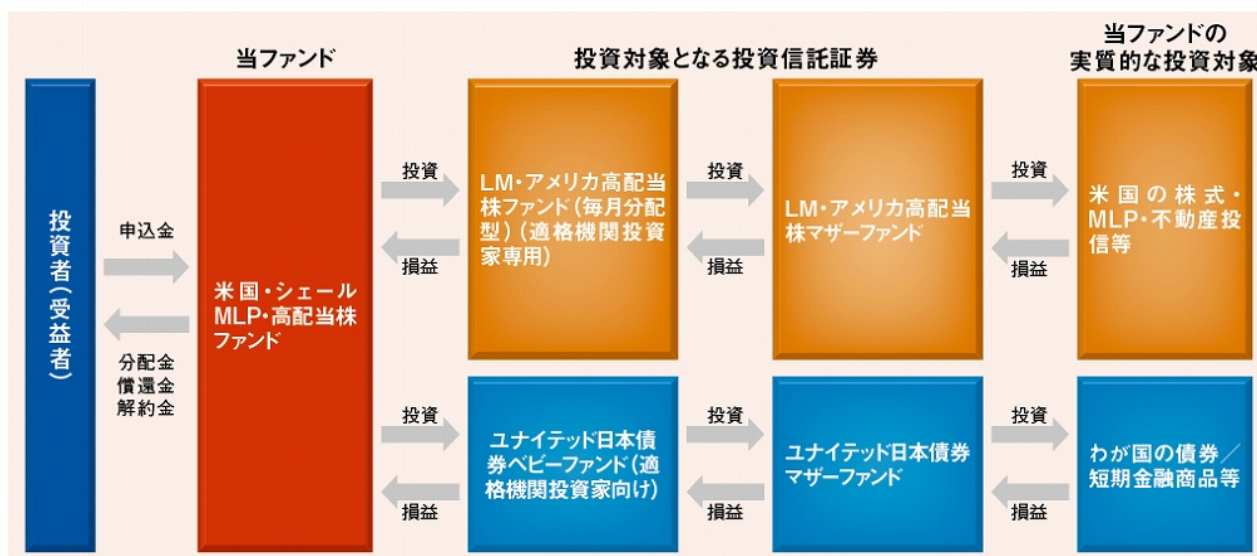
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

### <ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ形式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



### 委託会社の概況（2021年3月末現在）

#### 1) 資本金

4億7,500万円

#### 2) 沿革

- 1999年9月17日 : 米ユニテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユニテッド投信株式会社を設立
- 1999年10月26日 : 証券投資信託委託業の認可取得
- 2000年10月6日 : オールド・ミューチュアル(U.S.)・ホールディングス・インクの子会社となる
- 2004年1月20日 : 投資顧問会社として登録
- 2005年3月30日 : 日本アジアホールディングズ株式会社の子会社となる
- 2005年10月31日 : 投資一任業務に係る認可を取得、ユーエイエムジャパンインクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユニテッド投信投資顧問株式会社に変更
- 2007年9月30日 : 金融商品取引業者として登録
- 2013年7月13日 : 会社名をユニテッド投信投資顧問株式会社から日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に変更
- 2015年7月1日 : 日本アジア証券株式会社の100%子会社となる
- 2017年2月1日 : 日本アジアファイナンシャルサービス株式会社の100%子会社となる
- 2018年5月31日 : iホールディングス株式会社及びあい証券株式会社の100%子会社となる
- 2018年10月1日 : 会社名を日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社に変更

#### 3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
iホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,716株	60%
あい証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	3,144株	40%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、主に米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます。）、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指します。

LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）を主要投資対象とします。

LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）の組入比率は、原則として高位を維持します。

実質的に投資する外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

市場動向や資金動向等に急激な変化が生じたとき、ならびにこの投資信託の残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、もしくははやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。））ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、証券投資信託「LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」および証券投資信託である「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

2．コマーシャル・ペーパー

3．外国または外国の者の発行する証券または証書で、2．の証券の性質を有するもの

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

## 投資対象とする投資信託証券の概要

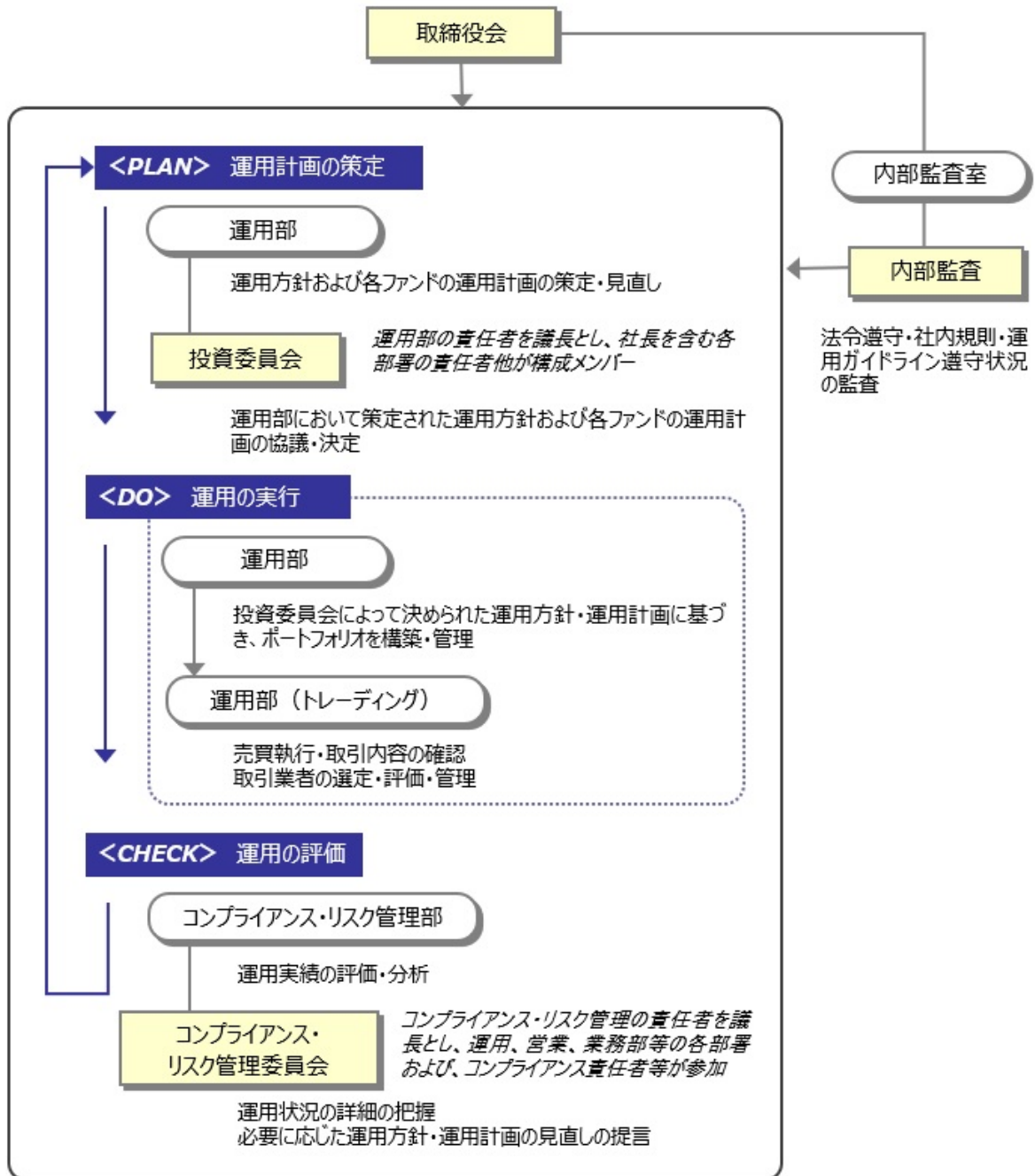
ファンド名	LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）
主要投資対象	LM・アメリカ高配当株マザーファンド* * クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（在米国）に、運用の指図に関する権限を委託しています。
運用の基本方針	マザーファンドを通じて、主に米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます）、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の長期的成長を目指します。
投資方針・特色	① マザーファンドにおいては、配当収入の確保と信託財産の長期的な成長を目指します。 ② マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。 ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	① 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.6380%（税抜年 0.58%）の率を乗じて得た額とします。なお、クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの報酬は、委託会社が収受する委託者報酬から支払われます。 ② 上記信託報酬のほか、信託事務の諸費用およびその他の諸費用（監査費用、受益権の管理および税務事務等の費用。純資産総額の0.05%を上限）をファンドから支払います。
委託会社	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	① 信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ② マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③ わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ④ AA格以上の格付を有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.220%（税抜年 0.200%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

上記は、有価証券届出書提出日現在の内容であり、今後変更となる場合があります。

## (3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



委員会名または部署名	役割
投資委員会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用について、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置等を決定するとともに、資産運用リスク管理上必要な事項等の決定を行います。
コンプライアンス・ リスク管理委員会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用が信託約款に準拠して行われるとともに、投資判断の妥当性が確保され、合理的な運用成果が得られているか等の検証を行い、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置について投資委員会に報告または勧告を行います。
運用部 (トレーディング) (2名程度)	投資委員会で協議・決定された投資戦略に基づいて、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書に基づいて、運用の指図を行います。 有価証券等（余剰資金を含む）の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、売買の結果について最良執行の観点からの検証・分析ならびに業者選定を行います。
内部監査室 (1名程度)	法令、社内規則および運用ガイドライン等の遵守状況の内部監査を行います。
業務部 (4名程度)	商品企画関連業務、投資信託財産の計理および管理に関する業務、また当社の運用するファンドに関する情報開示（レポート）を行います。
コンプライアンス・ リスク管理部 (3名程度)	法令諸規則等の遵守体制の整備ならびに管理を行い、各部署に定期的な指導を行います。また、当社の運用するファンドについて、運用実績の評価・分析およびリスク管理面からのモニタリングを行います。

#### ・社内規程

委託会社では、社内規程でファンドの運用に当たって遵守すべき事項等を定めているほか、「利益相反管理規程」、「ポートフォリオの設定・管理と発注に関するマニュアル」等の規程及びマニュアルを定め、法令遵守の徹底ならびにインサイダー取引および利益相反取引の防止に努めています。また、「資産運用リスク管理規程」において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が、運用の指図および運用状況について、運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を行っています。

なお、当社が第三者へ運用の指図権限を委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規程」に従い、事前チェックおよび定期モニタリング等を実施しています。

#### ・ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行（再信託受託会社を含みます。））については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

また、受託会社に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。発注先業者については、受益者および顧客の利益を最優先としたトレーディング業務を遂行するため、定められた事項（信用リスク、取引執行能力、事務取扱能力、手数料率および情報提供力）に基づき評価した上で選定・採用しています。

また、原則として6ヶ月毎に、上記事項に基づき発注先業者を評価しています。

上記の運用体制は、2021年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

##### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

##### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

##### 収益分配金の支払

##### <分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

##### <分配金受取コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払は販売会社において行われます。

#### (5) 【投資制限】

##### 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2) 株式への直接投資は行いません。

3) デリバティブ取引の直接利用は行いません。

4) 外貨建資産への直接投資は行いません。

5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

##### 6) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 前記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取の確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

4. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

5. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

7) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

8) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。



### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

##### < 基準価額の主な変動要因 >

- ・当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資しますので、為替相場の変動などの影響も受けます。
- ・したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- ・信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

##### 株価変動リスク（株価が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの実質的な投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。

##### MLPの価格変動リスク（MLPの価格が下がると、基準価額が下がるリスク）

当ファンドが実質的に投資しているMLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）の多くは、エネルギー、天然資源に関わる事業を主な投資対象とするため、事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化、金利変動等の影響を受け価格が変動します。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資しているMLPの価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割込むことがあります。

##### 不動産投資信託の価格変動リスク（不動産投資信託の価格が下がると、基準価額が下がるリスク）

ク)

不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下および賃貸収入等の減少により下落することがあります。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがあります。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割込むことがあります。

##### 為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割込むことがあります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

##### < その他の留意点 >

###### ファンド運営上のリスク

###### (A) 取得申込の受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込の受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得のお申込の受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込の受付を中止する場合があります。

###### (B) 信託の途中終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、この信託が主要投資対象とする投資信託受益証券が存続しないこととなる場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(C) MLPに適用される法律または税制

ファンドの実質的な投資対象であるLM・アメリカ高配当株マザーファンドが収受するMLPの配当金の受取時に、米国における連邦税として、原則、配当金の21%を上限とした源泉徴収が行われます。その後、通常、年に1度、米国において税務申告を行うことにより、MLPへの投資を通じて得られる収益等に対する連邦税（所得税および支店利益税）の課税額が確定し、源泉徴収された額との調整が行われます。

税務申告時に確定した連邦税の課税額が、配当金受取時の源泉税額より小さくなった場合は源泉税の還付を申請し、源泉税額より大きくなった場合は追加納税を行います。また、連邦税のほかにMLPが事業を行う州において州税の課税対象となります。

(注) 2022年1月1日以降のMLPの売却時に売却代金に対して10%の源泉徴収が行われるという規則が、米国税務当局から公表されております。売却時に源泉徴収が行われる場合には、上記の配当金に対する源泉徴収と同様、税務申告で確定した課税額との調整が行われる見込みです。

税務申告に伴う還付や納税に備えて、原則、引当額を計上する計理処理を行います。ただし、計上した引当額が、税務申告時に確定した税額と異なることがあります。

上記の税金の支払い、還付および計理処理により、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

上記記載は、2020年12月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、MLPに適用される税制等の変更に伴い変更される場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について、契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払についても、販売会社へ支払った後の受益者への支払については、委託会社および受託会社は責任を負いません。委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払をした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

(2) リスク管理体制

- ・運用リスク管理および運用ガイドラインなどの遵守状況のモニタリング、運用状況の分析・評価に関しては、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が行っています。
- ・コンプライアンス・リスク管理部は、運用上必要な措置等についてコンプライアンス・リスク委員会へ報告し、コンプライアンス・リスク委員会は、必要に応じ投資委員会へ勧告を行います。これらの部署および委員会は、適切な運用・リスク管理体制が維持されるように努めています。
- ・資産運用リスク管理について：

市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク等を対象とします。

担当部署である運用部が日々リスクの管理を行い、統括部署であるコンプライアンス・リスク管理部に報告します。統括部署は、リスク分析・評価およびリスクへの対応状況を検証し、原則として月に一度

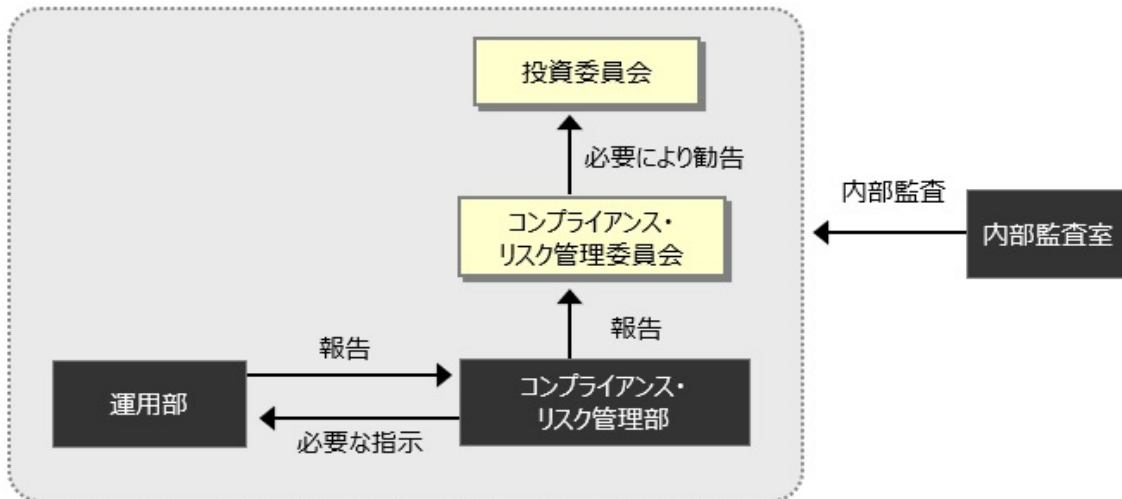
開催される投資委員会で内容を報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。

・その他のリスク管理について：

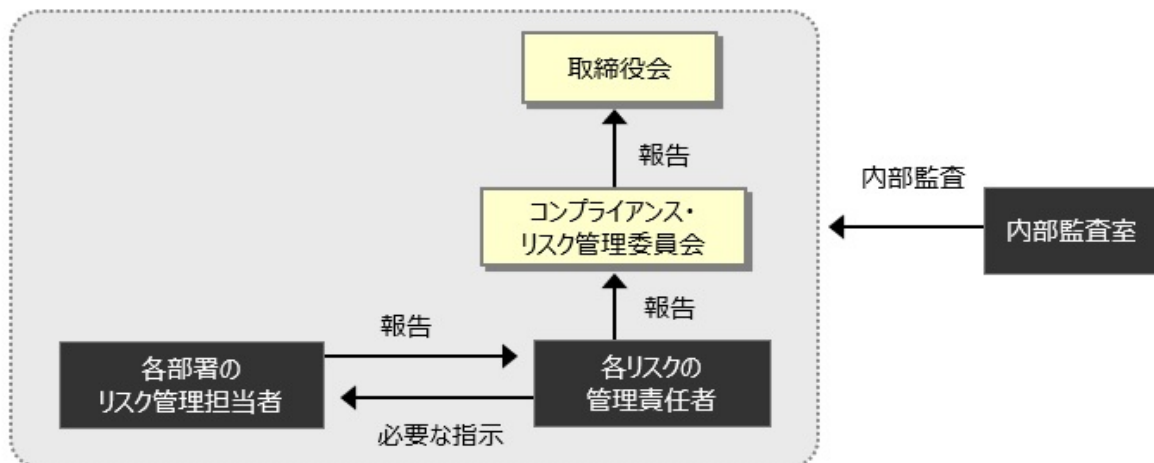
事務リスク、システムリスク、コンプライアンス・リスク等を対象とします。

各部のリスク管理担当者がリスクの管理を行い、各リスクのリスク管理責任者である部の責任者へ定期的に内容を報告します。リスク管理責任者は、原則として月に一度開催されるコンプライアンス・リスク管理委員会で報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。対応策等、必要な措置を含め検討結果を取締役に報告します。

### 資産運用リスクの管理



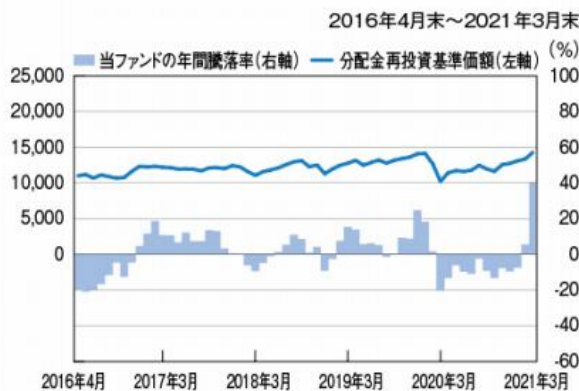
### その他のリスクの管理



上記体制は2021年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

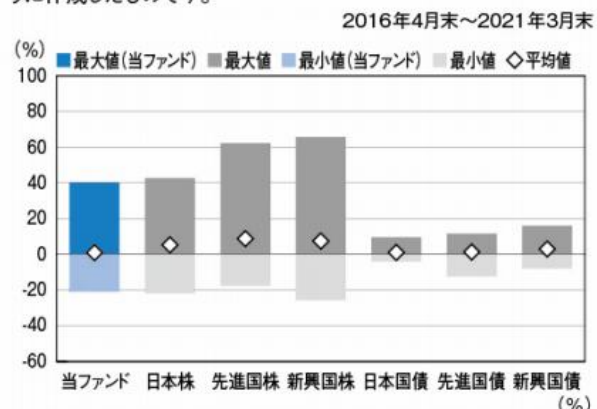


※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※ 年間騰落率は、2016年4月から2021年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	40.1	42.8	62.2	65.6	9.5	11.6	16.0
最小値	△20.8	△21.7	△17.6	△25.7	△4.1	△12.3	△8.0
平均値	1.0	5.3	8.8	7.5	1.1	1.3	3.0

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※ 2016年4月から2021年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 ※ 決算日に対応した数値とは異なります。  
 ※ 「当ファンド」は分配金再投資基準価額の騰落率です。

## &lt; 代表的な各資産クラスの指数 &gt;

日本株 Morningstar 日本株式指数  
 先進国株 Morningstar 先進国株式指数(除く日本)  
 新興国株 Morningstar 新興国株式指数  
 日本国債 Morningstar 日本国債指数  
 先進国債 Morningstar グローバル国債指数(除く日本)  
 新興国債 Morningstar 新興国ソブリン債指数

※ 全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

## &lt; 各指数の概要 &gt;

日本株 Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。  
 先進国株 Morningstar 先進国株式(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。  
 新興国株 Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。  
 日本国債 Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。  
 先進国債 Morningstar グローバル国債(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。  
 新興国債 Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

## &lt; 重要事項 &gt;

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。
  - ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
  - ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.2540%（税抜1.140%）
投資対象とする投資信託証券	0.6171%（税抜0.561%）程度
実質的負担	1.8711%（税抜1.701%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日計上され、信託財産の純資産総額に対し年1.2540%（税抜1.140%）の率を乗じて得た額とします。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬について算出したものです。実際の運用管理費用（信託報酬）は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.14%	0.55%	0.55%	0.04%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### （４）【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- １）この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
- ２）振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- ３）有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- ４）目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ５）信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ６）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ７）この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ８）格付の取得に要する費用
- ９）この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問合せください。

## （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

### 個人受益者の場合

#### １）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

#### ２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

<sup>\*</sup> 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度（愛称「NISA」）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（愛称「ジュニアNISA」）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

### 法人受益者の場合

#### １）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

#### ２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問合せください。

### 個別元本

#### １）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

#### ２）受益者が同一ファンドを複数回お申込の場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せください。

### 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

#### １）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

#### ２）受益者が収益分配金を受取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

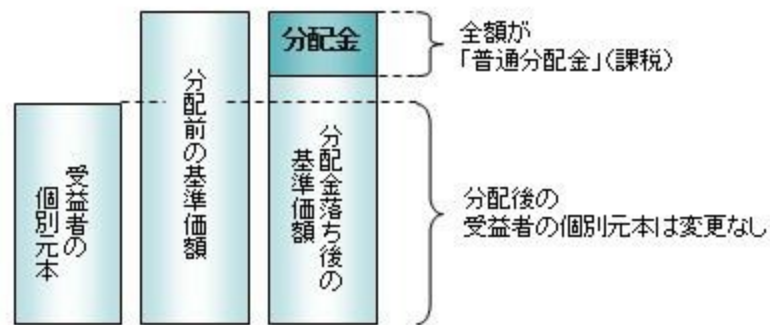
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

### 外国税額控除

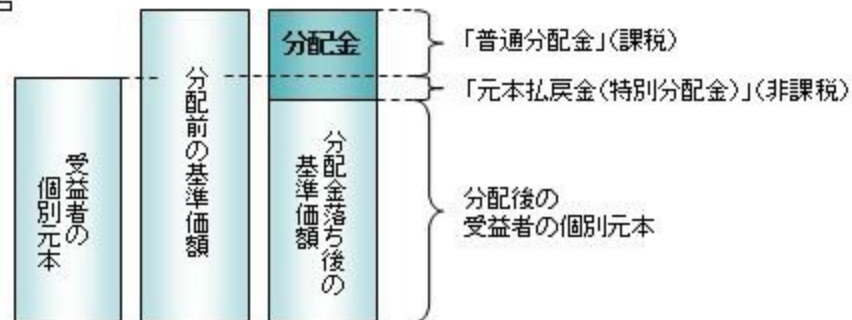
外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は有価証券届出書提出日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

以下の運用状況は2021年3月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,169,354,790	99.61
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	4,521,337	0.39
合計(純資産総額)		1,173,876,127	100.00

(注) 国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)	1,390,323,889	0.7712	1,072,217,783	0.8280	1,151,188,180	98.07
日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーフンド(適格機関投資家向け)	18,226,759	0.9909	18,060,895	0.9967	18,166,610	1.55

(注) 国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.61
合計	99.61

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2014年2月27日)	4,162	4,286	1.0121	1.0421
第2特定期間末 (2014年8月27日)	4,169	4,290	1.0355	1.0655
第3特定期間末 (2015年2月27日)	5,362	5,670	1.0470	1.1070
第4特定期間末 (2015年8月27日)	4,501	4,527	0.8510	0.8560
第5特定期間末 (2016年2月29日)	2,330	2,346	0.7350	0.7400
第6特定期間末 (2016年8月29日)	1,939	1,952	0.7498	0.7548
第7特定期間末 (2017年2月27日)	1,878	1,889	0.8493	0.8543
第8特定期間末 (2017年8月28日)	1,452	1,462	0.7853	0.7903
第9特定期間末 (2018年2月27日)	1,325	1,334	0.7847	0.7897
第10特定期間末 (2018年8月27日)	1,397	1,405	0.8645	0.8695
第11特定期間末 (2019年2月27日)	1,251	1,259	0.8182	0.8232
第12特定期間末 (2019年8月27日)	1,176	1,183	0.8092	0.8142
第13特定期間末 (2020年2月27日)	1,168	1,175	0.8559	0.8609
第14特定期間末 (2020年8月27日)	1,067	1,074	0.7878	0.7928
第15特定期間末 (2021年3月1日)	1,098	1,104	0.8288	0.8338
2020年3月末日	892	-	0.6546	-
4月末日	997	-	0.7321	-
5月末日	1,017	-	0.7463	-
6月末日	1,007	-	0.7394	-
7月末日	1,017	-	0.7503	-
8月末日	1,068	-	0.7890	-
9月末日	1,022	-	0.7569	-
10月末日	989	-	0.7356	-
11月末日	1,057	-	0.7902	-
12月末日	1,067	-	0.8004	-
2021年1月末日	1,093	-	0.8234	-
2月末日	1,112	-	0.8395	-
3月末日	1,173	-	0.8938	-

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2013年9月3日～2014年2月27日	0.0900
第2特定期間	2014年2月28日～2014年8月27日	0.0600
第3特定期間	2014年8月28日～2015年2月27日	0.1400
第4特定期間	2015年2月28日～2015年8月27日	0.0650
第5特定期間	2015年8月28日～2016年2月29日	0.0100
第6特定期間	2016年3月1日～2016年8月29日	0.0100
第7特定期間	2016年8月30日～2017年2月27日	0.0100
第8特定期間	2017年2月28日～2017年8月28日	0.0100
第9特定期間	2017年8月29日～2018年2月27日	0.0100
第10特定期間	2018年2月28日～2018年8月27日	0.0100
第11特定期間	2018年8月28日～2019年2月27日	0.0100
第12特定期間	2019年2月28日～2019年8月27日	0.0100
第13特定期間	2019年8月28日～2020年2月27日	0.0100
第14特定期間	2020年2月28日～2020年8月27日	0.0100
第15特定期間	2020年8月28日～2021年3月1日	0.0100

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2013年9月3日～2014年2月27日	10.21
第2特定期間	2014年2月28日～2014年8月27日	8.24
第3特定期間	2014年8月28日～2015年2月27日	14.63
第4特定期間	2015年2月28日～2015年8月27日	12.51
第5特定期間	2015年8月28日～2016年2月29日	12.46
第6特定期間	2016年3月1日～2016年8月29日	3.37
第7特定期間	2016年8月30日～2017年2月27日	14.60
第8特定期間	2017年2月28日～2017年8月28日	6.36
第9特定期間	2017年8月29日～2018年2月27日	1.20
第10特定期間	2018年2月28日～2018年8月27日	11.44
第11特定期間	2018年8月28日～2019年2月27日	4.20
第12特定期間	2019年2月28日～2019年8月27日	0.12
第13特定期間	2019年8月28日～2020年2月27日	7.01
第14特定期間	2020年2月28日～2020年8月27日	6.79
第15特定期間	2020年8月28日～2021年3月1日	6.47

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	2013年9月3日～2014年2月27日	4,565,302,822	452,006,342
第2特定期間	2014年2月28日～2014年8月27日	1,648,998,172	1,735,785,456
第3特定期間	2014年8月28日～2015年2月27日	3,109,805,552	2,014,287,091
第4特定期間	2015年2月28日～2015年8月27日	1,710,174,996	1,543,058,924
第5特定期間	2015年8月28日～2016年2月29日	171,341,602	2,289,815,314
第6特定期間	2016年3月1日～2016年8月29日	42,838,945	627,436,195
第7特定期間	2016年8月30日～2017年2月27日	88,950,034	463,724,042
第8特定期間	2017年2月28日～2017年8月28日	1,421,469	362,615,034
第9特定期間	2017年8月29日～2018年2月27日	1,158,437	161,786,375
第10特定期間	2018年2月28日～2018年8月27日	809,053	73,499,839
第11特定期間	2018年8月28日～2019年2月27日	779,780	87,680,730
第12特定期間	2019年2月28日～2019年8月27日	978,952	77,551,152
第13特定期間	2019年8月28日～2020年2月27日	489,243	88,896,358
第14特定期間	2020年2月28日～2020年8月27日	394,510	10,040,484
第15特定期間	2020年8月28日～2021年3月1日	372,357	30,633,948

(注) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 運用実績

データ基準日：2021年3月31日現在

### 基準価額・純資産総額の推移

基準価額	8,938 円
純資産総額	1,174百万円

### 分配の推移

決算期	分配金
第26期(2020年 2月27日)	50 円
第27期(2020年 5月27日)	50 円
第28期(2020年 8月27日)	50 円
第29期(2020年 11月27日)	50 円
第30期(2021年 3月 1日)	50 円
設定来累計	4,650 円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。

### 主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率
LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)	98.1%
ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	1.5%
現金等	0.4%
合計	100.0%

※四捨五入の影響により比率の合計は一致しない場合があります。

▶「LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)」の運用状況

ファンドの状況	証券種別比率	<株式等>の業種別比率
銘柄数		情報技術 23.8%
銘柄組入比率		金融 15.6%
現金等比率		ヘルスケア 10.3%
予想平均配当利回り		資本財・サービス 9.0%
		生活必需品 4.5%
	公益事業 4.1%	
	エネルギー 3.8%	
	素材 2.0%	
	コミュニケーション・サービス 1.6%	

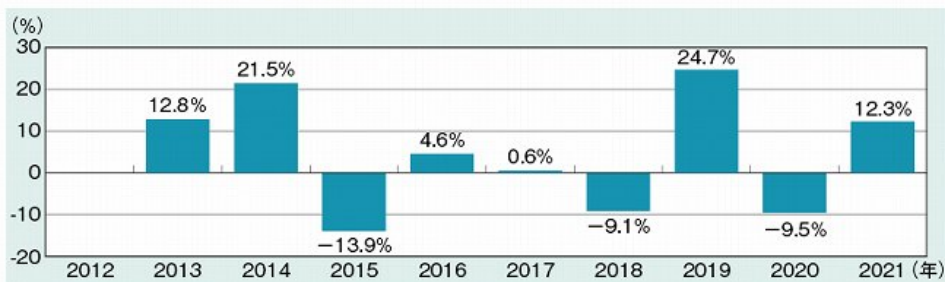
※株式等には優先株式および、エネルギーMLP以外のパートナーシップやLLC等を含みます。リートは優先リートを含みます。  
※比率はポートフォリオに対する比率です。内訳は小数第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

▶「ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)」の運用状況

組入上位銘柄	銘柄名	比率
	第358回利付国債(10年) 2030年3月償還	41.9%
	第127回利付国債(20年) 2031年3月償還	19.7%
	第145回利付国債(20年) 2033年6月償還	9.9%
	第130回利付国債(20年) 2031年9月償還	9.8%
	第87回利付国債(20年) 2026年3月償還	9.3%

※比率は「ユナイテッド日本債券マザーファンド」の純資産総額に対する比率です。

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドにはベンチマークはありません。ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。2013年は設定日(9月3日)から12月末までの収益率です。2021年は3月末までの収益率です。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用状況は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込方法

販売会社所定の方法でお申込ください。

#### （2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

##### ＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

##### ＜分配金受取コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受取るコースです。

#### （3）申込の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### （4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

#### （5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

ニューヨークの銀行休業日

ニューヨーク取引所の休業日

#### （6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

#### （7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

##### 委託会社の照会先

＜あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

#### （8）申込代金の支払

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払ください。

#### （9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得の申込の受付を取消することができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。

## 2【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受付けます。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

#### (3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

ニューヨークの銀行休業日

ニューヨーク取引所の休業日

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（1億口または1億円以上の解約は、正午まで）を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

<あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

#### (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱が変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

#### (8) 解約代金の支払

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払します。

#### (9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取扱います。

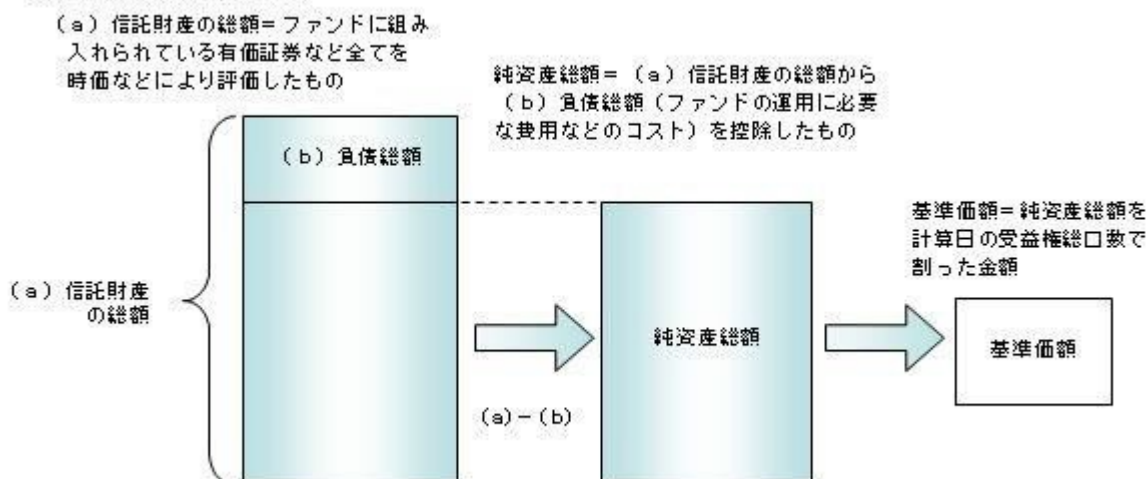
### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

##### <主な資産の評価方法>

##### 投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

##### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

##### 委託会社の照会先

<あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03 - 6230 - 9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

2022年11月28日までとします（2013年9月3日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

毎年2月28日から5月27日、5月28日から8月27日、8月28日から11月27日、11月28日から翌年2月27日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。



## (5) 【その他】

## 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回る事となった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合
  - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
  - ヘ) この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

## 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

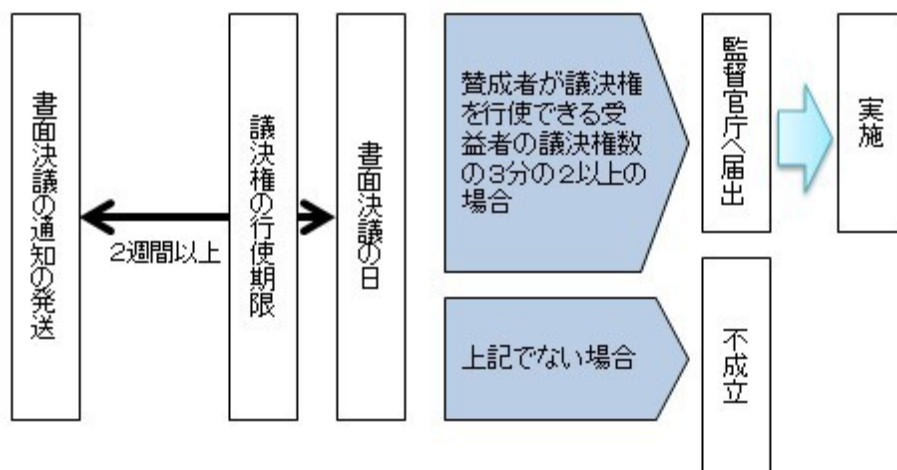
## 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

## 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付ません。

## &lt;書面決議の主な流れ&gt;



## 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス [www.igam.co.jp/](http://www.igam.co.jp/)

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

## 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（2月、8月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス [www.igam.co.jp/](http://www.igam.co.jp/)

## 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱などに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

## (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

## (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

## (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2020年8月28日から2021年3月1日まで)の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

米国・シェールMLP・高配当株ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

区分	前期 (2020年8月27日現在)	当期 (2021年3月1日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	22,950,109	19,365,892
投資信託受益証券	1,056,677,103	1,090,278,678
流動資産合計	1,079,627,212	1,109,644,570
資産合計	1,079,627,212	1,109,644,570
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	6,776,301	6,624,993
未払解約金	77,481	76,671
未払受託者報酬	114,911	123,609
未払委託者報酬	3,160,093	3,399,254
未払利息	67	56
その他未払費用	1,883,847	1,311,957
流動負債合計	12,012,700	11,536,540
負債合計	12,012,700	11,536,540
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,355,260,231	1,324,998,640
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	287,645,719	226,890,610
(分配準備積立金)	385,991,239	406,565,083
元本等合計	1,067,614,512	1,098,108,030
純資産合計	1,067,614,512	1,098,108,030
負債純資産合計	1,079,627,212	1,109,644,570

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	前期		当期	
	自	2020年2月28日 至 2020年8月27日	自	2020年8月28日 至 2021年3月1日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		49,021,756		49,846,204
有価証券売買等損益		118,114,618		27,601,575
営業収益合計		69,092,862		77,447,779
<b>営業費用</b>				
支払利息		7,824		5,835
受託者報酬		218,250		238,828
委託者報酬		6,001,956		6,567,729
その他費用		4,576,985		2,809,918
営業費用合計		10,805,015		9,622,310
営業利益又は営業損失( )		79,897,877		67,825,469
経常利益又は経常損失( )		79,897,877		67,825,469
当期純利益又は当期純損失( )		79,897,877		67,825,469
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		211,497		103,344
期首剰余金又は期首欠損金( )		196,647,981		287,645,719
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,360,888		6,423,987
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		2,360,888		6,423,987
剰余金減少額又は欠損金増加額		82,270		77,905
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		82,270		77,905
分配金		13,589,976		13,313,098
期末剰余金又は期末欠損金( )		287,645,719		226,890,610

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 2020年 8月28日	至 2021年 3月 1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他	当ファンドの特定期間は原則として、毎年2月28日から8月27日、8月28日から翌年2月27日までとなっておりますが、当特定期間末日が休業日のため、2020年8月28日から2021年3月1日までとなっております。	

## (貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	(2020年 8月27日現在)	(2021年 3月 1日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 1,364,906,205円 期中追加設定元本額 394,510円 期中一部解約元本額 10,040,484円	期首元本額 1,355,260,231円 期中追加設定元本額 372,357円 期中一部解約元本額 30,633,948円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は287,645,719円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は226,890,610円です。
3. 特定期間末日における受益権の総数	1,355,260,231口	1,324,998,640口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2020年 2月28日 至 2020年 8月27日	自 2020年 8月28日 至 2021年 3月 1日
分配金の計算過程	(2020年 2月28日から 2020年 5月27日までの 計算期間)	(2020年 8月28日から 2020年11月27日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	18,856,238円	19,889,169円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	11,034,199円	10,940,624円
分配準備積立金額	359,887,032円	380,914,939円
当ファンドの分配対象収益額	389,777,469円	411,744,732円
当ファンドの期末残存口数	1,362,735,072口	1,337,621,125口
1万口当たり収益分配対象額	2,860.25円	3,078.18円
1万口当たり分配金額	50円	50円
収益分配金金額	6,813,675円	6,688,105円
	(2020年 5月28日から 2020年 8月27日までの 計算期間)	(2020年11月28日から 2021年 3月 1日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	22,936,061円	22,847,300円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	11,031,694円	10,891,525円

分配準備積立金額	369,831,479円	390,342,776円
当ファンドの分配対象収益額	403,799,234円	424,081,601円
当ファンドの期末残存口数	1,355,260,231口	1,324,998,640口
1万口当たり収益分配対象額	2,979.49円	3,200.61円
1万口当たり分配金額	50円	50円
収益分配金金額	6,776,301円	6,624,993円

## (金融商品に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2020年2月28日 至 2020年8月27日	自 2020年8月28日 至 2021年3月1日
1. 金融商品の状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</li> <li>・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</li> <li>・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。</li> <li>・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品に対する取組方針 同左</li> <li>・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</li> <li>・金融商品に係るリスク管理体制 同左</li> <li>・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</li> </ul>
2. 金融商品の時価等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</li> <li>・時価の算定方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</li> <li>・時価の算定方法</li> </ul>

	投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	--	----

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	自 2020年 2月28日 至 2020年 8月27日	自 2020年 8月28日 至 2021年 3月 1日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	56,399,848	32,879,949
合計	56,399,848	32,879,949

## (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

項目	前期	当期
	(2020年 8月27日現在)	(2021年 3月 1日現在)
1口当たり純資産額	0.7878円	0.8288円
(1万口当たり)	(7,878円)	(8,288円)



## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	L M・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)	1,390,323,889	1,072,217,783	
	ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	18,226,759	18,060,895	
合計		1,408,550,648	1,090,278,678	

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年3月31日現在です。

### 【純資産額計算書】

資産総額	1,175,366,076円
負債総額	1,489,949円
純資産総額( - )	1,173,876,127円
発行済口数	1,313,329,190口
1口当たり純資産額( / )	0.8938円

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

##### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払などについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

2021年3月末現在の委託会社の資本金の額：	475,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	8,000株
発行済株式総数：	7,860株
最近5年間における資本金の額の増減：	2016年9月29日に25,000,000円の増資 2016年12月28日に35,000,000円の増資 2017年2月24日に42,500,000円の増資 2017年3月27日に102,500,000円の減資 2017年12月25日に25,000,000円の増資 2018年2月26日に85,000,000円の増資 2018年3月26日に50,000,000円の増資 2018年12月27日に100,000,000円の減資 2018年12月27日に120,000,000円の増資 2019年3月26日に50,000,000円の増資 2019年9月26日に35,000,000円の増資 2020年1月15日に25,000,000円の増資 2020年3月27日に35,000,000円の増資 2020年8月7日に50,000,000円の増資

##### (2) 委託会社等の機構

2021年3月末現在、委託会社の機構は次のとおりとなっております。

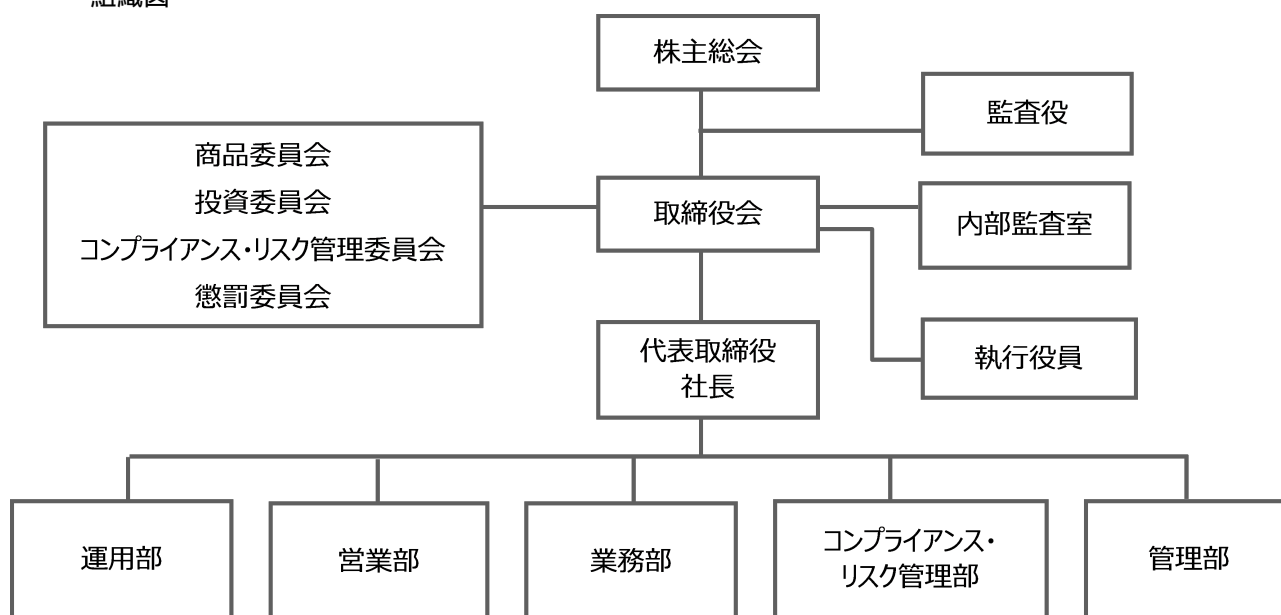
###### ・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。3名以上7名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

###### ・各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として商品委員会、投資委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会および懲罰委員会が設置されています。

組織図



2021年3月末現在  
投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、運用部が策定した運用方針・運用計画に関する協議・決定を行います。また、コンプライアンス・リスク管理委員会から提言があった場合には、運用方針・運用計画の見直し方策に関する協議・決定を行います。  
投資委員会は、代表取締役社長、運用部の責任者、ファンドマネージャーおよび投資判断者、業務部の責任者、コンプライアンス・リスク管理部の責任者、コンプライアンス責任者で構成し、原則として月次で開催されます。
2. 運用部のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図を行い、トレーディング担当者は、これに基づき、売買の執行および取引内容の確認を行います。
3. コンプライアンス・リスク管理委員会において、コンプライアンス・リスク管理部による運用実績評価・パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針・運用計画の見直しを投資委員会に提言します。  
コンプライアンス・リスク管理委員会は、運用部、営業部、業務部、コンプライアンス・リスク管理部等の各責任者、コンプライアンス責任者等で構成し、原則として月次で開催されます。  
2021年3月末現在

2021年1月29日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、委託会社への行政処分を行うよう勧告を行いました。当該勧告を受け金融庁は、2021年2月3日、委託会社に対し、金融商品取引法第51条の規定に基づき、業務改善命令の行政処分を行いました。

業務改善命令の内容は下記1)～7)のとおりです。

業務改善命令文中の「本件公募投信」とは、「あい・パワーファンド」を言います。

業務改善命令文中の「本件私募投信」とは、これと主投資対象を同じくする「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」を言います。

「あい・パワーファンド」および「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」の主投資対象は、ケイマン籍ファンド「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」です。

- 1) 本件公募投信及び本件私募投信の運用・管理の実態を早急に把握すること。
- 2) 本件公募投信及び本件私募投信の受益者に対し、受益者間の公平に配慮しつつ、今回の行政処分の内容を十分に説明し、運用財産についての正確な状況を確認できるまでの間は解約請求に基づく払戻しを停止するなど適切な対応を行うこと。
- 3) 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。
- 4) 特に、過去に二度の行政処分を受け、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを行ったにもかかわらず、投資運用業者として、善良な管理者の注意をもって、適切な投資判断や運用財産の管理を行うための十分な調査等を実施していないことなどについて、その発生原因を究明した上で、具体的な再発防止策を策定すること。
- 5) 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。
- 6) 上記1)、2)について、令和3年2月17日までに書面で報告すること。
- 7) 上記3)～5)について、令和3年3月5日までに書面で報告すること。

委託会社は、2021年2月17日および同年3月5日に、同命令について記載した報告書を提出しましたが、2021年4月2日、金融庁より、委託会社が同命令に違反しており、受益者保護の観点から重大な問題があるとして、金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき業務停止命令を、同法第51条の規定に基づき業務改善命令を受けました。

行政処分の内容は下記(1)および(2)のとおりです。

#### (1) 業務停止命令

- 1) 投資運用業の新たな契約の締結禁止（令和3年4月2日から同年7月1日までの間）

2) 本件投資信託に係る運用の停止（令和3年4月2日から同年7月1日までの間）

(2) 業務改善命令

- 1) 本件投資信託の受益者に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明すること。
- 2) 本件投資信託の運用・管理の実態が把握できていない状況が継続しているため、受益者保護の観点から、受益者間の公平に配慮の上、運用を停止する期間において速やかな償還その他顧客資産の保全のために必要な手続をとること。
- 3) 上記業務停止の期間において、投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法等について、十分な調査・検討を実施・継続していく態勢を整備すること。
- 4) 今般の行政処分を踏まえ、健全かつ適切な業務運営を確保するために経営体制の抜本的な見直しを図ること。
- 5) 上記1)、2)については、令和3年4月2日から同月16日までの間は翌営業日まで、以降は、当面の間、毎週末までの状況を翌週の最初の営業日までに報告すること。
- 6) 上記3)、4)については、業務改善計画の実施完了までの間、1か月ごとの進捗・実施状況を翌月10日までに報告すること。

これを受け、「あい・パワーファンド」および「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」は、各約款に定める、信託契約に関する監督官庁の命令による償還が行われることが決定しました。

委託会社として当社は、この度の業務停止命令および業務改善命令を真摯に受け止め、同様事案の再発防止を徹底するとともに、全役職員あげて法令等遵守意識を高めつつ、継続して経営管理態勢、内部管理態勢の強化ならびに適切な顧客対応に努めてまいり所存です。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。
- ・2021年3月末現在、委託会社が、運用する投資信託(総ファンド数5本、純資産総額18,785百万円。ただし、親投資信託は除きます。)は以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	5	18,785
単位型株式投資信託	0	0
合計	5	18,785

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。また、第22期事業年度に係る中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、イデア監査法人による中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	138,357	68,145
前払費用	5,093	3,794
未収委託者報酬	3,197	28,467
未収収益	37	37
立替金	4,751	9,534
未収消費税等	7,114	7,351
流動資産合計	158,552	117,331
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物附属設備（純額）	0	0
器具備品（純額）	1	1
有形固定資産合計	0	0
固定資産合計	0	0
資産合計	158,552	117,331
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
関係会社短期借入金	-	30,000
預り金	4,915	2,382
未払金	4,915	3,283
未払手数料	1,797	9,830
未払費用	1,616	1,608
未払法人税等	3,779	4,227
流動負債合計	17,025	51,332
負債合計	17,025	51,332
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	330,000	425,000
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	75,000	170,000
その他資本剰余金	6,629	6,629
資本剰余金合計	81,629	176,629
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	270,101	535,630
利益剰余金合計	270,101	535,630
株主資本合計	141,527	65,999
純資産合計	141,527	65,999
負債・純資産合計	158,552	117,331

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)		当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	
営業収益				
委託者報酬		28,061		68,372
運用受託報酬		227		67
営業収益合計		28,289		68,440
営業費用				
支払手数料		13,901		25,421
広告宣伝費		2,725		5,513
調査費		22,923		16,271
委託調査費		145		-
図書費		246		203
委託計算費		364		441
通信費		2,654		3,959
印刷費		2,579		4,126
諸会費		1,863		1,886
営業費用合計		47,404		57,823
一般管理費				
給料・手当		140,043		139,202
役員報酬		24,100		33,600
租税公課		5,504		6,637
不動産賃借料	1	18,301	1	20,924
退職給付費用		172		-
消耗器具備品費	1	6,218	1	3,803
機器賃借料		8,648		6,601
法律専門家報酬		1,083		373
新人採用費		2,295		9,775
業務委託費		32,916		23,880
諸経費	1	17,595	1	28,933
一般管理費合計		256,879		273,731
営業損失		275,994		263,114
営業外収益				
為替差益		752		-
その他営業外収益		31		6
営業外収益合計		783		6
営業外費用				
支払利息	1	608	1	299
その他営業外費用		28		-
営業外費用合計		636		299
経常損失		275,847		263,407
特別利益				
受贈益		17,038		-
特別利益合計		17,038		-
特別損失				
移転費用		4,450		-
減損損失	2	6,332	2	1,855
特別損失合計		10,782		1,855
税引前当期純損失		269,591		265,262
法人税、住民税及び事業税		510		265
当期純損失		270,101		265,528



## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	260,000	25,000	323,456	348,456	416,826	416,826	191,629	191,629
当期変動額								
増資	170,000	50,000		50,000			220,000	220,000
減資	100,000		100,000	100,000			-	-
欠損填補			416,826	416,826	416,826	416,826	-	-
当期純損失（ ）					270,101	270,101	270,101	270,101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	70,000	50,000	316,826	266,826	146,724	146,724	50,101	50,101
当期末残高	330,000	75,000	6,629	81,629	270,101	270,101	141,527	141,527

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	330,000	75,000	6,629	81,629	270,101	270,101	141,527	141,527
当期変動額								
増資	95,000	95,000		95,000			190,000	190,000
当期純損失（ ）					265,528	265,528	265,528	265,528
当期変動額合計	95,000	95,000	-	95,000	265,528	265,528	75,528	75,528
当期末残高	425,000	170,000	6,629	176,629	535,630	535,630	65,999	65,999

## 〔重要な会計方針〕

## 1．固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

## (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## 2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 〔注記事項〕

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 37千円	1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 37千円

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至2020年3月31日)												
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 営業取引による取引高 11,781千円 営業取引以外の取引による取引高 608千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 営業取引による取引高 21,677千円 営業取引以外の取引による取引高 299千円												
2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。	2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社(東京都港区)</td> <td>事業用資産</td> <td>器具備品、ソフトウェア</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	用 途	種 類	本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社(東京都港区)</td> <td>事業用資産</td> <td>器具備品、ソフトウェア</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	用 途	種 類	本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア
場 所	用 途	種 類											
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア											
場 所	用 途	種 類											
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア											
<p>当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。</p> <p>継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上(6,332千円)しております。その内訳は、器具備品3,900千円、ソフトウェア2,432千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値(備忘価額)により測定しております。</p>	<p>当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。</p> <p>継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上(1,855千円)しております。その内訳は、器具備品719千円、ソフトウェア1,135千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値(備忘価額)により測定しております。</p>												

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	6,840	440	-	7,280

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資（新株の発行）による増加

440株

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,280	380	-	7,660

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資（新株の発行）による増加

380株

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、親会社からの借入により資金を調達しております。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益並びに立替金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 ( )	時 価 ( )	差 額
(1) 現金及び預金	138,357	138,357	-
(2) 未収委託者報酬	3,197	3,197	-
(3) 立替金	4,751	4,751	-
(4) 未払金	(4,915)	(4,915)	-
(5) 未払手数料	(1,797)	(1,797)	-

( ) 負債に計上されているものは、( ) で示しています。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 未払金、  
(5) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 ( )	時 価 ( )	差 額
(1) 現金及び預金	68,145	68,145	-
(2) 未収委託者報酬	28,467	28,467	-
(3) 立替金	9,534	9,534	-
(4) 関係会社短期借入金	(30,000)	(30,000)	-
(5) 未払金	(3,283)	(3,283)	-
(6) 未払手数料	(9,830)	(9,830)	-

( ) 負債に計上されているものは、( ) で示しています。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 関係会社短期借入金、(5) 未払金、  
(6) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	138,357
未収委託者報酬	3,197
立替金	4,751
合 計	146,307

当事業年度（2020年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	68,145
未収委託者報酬	28,467
立替金	9,534
合 計	106,148

### 3. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2019年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
未払手数料	1,797
合 計	1,797

当事業年度（2020年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
関係会社短期借入金	30,000
合 計	30,000

（有価証券関係）  
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）  
当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）  
1. 採用している退職給付制度の概要  
当社は確定拠出年金制度を採用しておりましたが、2018年5月30日付で廃止いたしました。  
2. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
確定拠出年金への掛金支払額	172	-
合 計	172	-

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	242,597	319,619
未確定債務	375	142
減損損失	2,179	2,199
その他	66	5
繰延税金資産小計	245,218	321,967
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	242,597	319,619
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,621	2,347
評価性引当額小計(*1)	245,218	321,967
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

(\*1)評価性引当額が76,749千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が77,022千円増加したことに伴うものであります。

(\*2)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2019年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	4,097	82,575	-	71,127	-	84,796	242,597
評価性引当額	4,097	82,575	-	71,127	-	84,796	242,597
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	82,575	-	71,127	-	-	165,917	319,619
評価性引当額	82,575	-	71,127	-	-	165,917	319,619
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

## （資産除去債務関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

- 1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの  
当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	3,200千円
債務除去債務の履行による減少額	3,200千円
期末残高	- 千円

- 2．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## 〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

- 1．製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

- 2．地域ごとの情報

## (1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

- 1．関連当事者との取引

## (1) 親会社等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有（被所 有）割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残 高
----	------------	----	------------------	-------------------	-----------------------	-------------------	-------	------	----	----------



親会社	iホールディングス(株)	東京都港区	70百万円	純粹持株会社	被所有直接60%	資金の借入増資 役員の兼任	株主割当増資(注2)	72,000	-	-
							株主割当増資(現物出資) (注3)(注4)	60,000	-	-
							短期借入金(注4)	100,000	-	-
							借入金利息(注5)	608	-	-
	あい証券(株)	東京都港区	250百万円	証券業	被所有直接40%	資本取引 転貸借契約	株主割当増資(注2)	88,000	-	-
							株主割当増資(注3)			
							不動産賃借料	11,299	-	-
							水道光熱費	368	-	-
							消耗器具備品費	64	-	-
							旅費交通費	49	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

3. 株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

4. 借入の一部は上記(注3)株主割当増資における債権の現物出資の対象となっております。

5. 市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有（被所 有）割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残 高
親会社	iホールディングス(株)	東京都港区	70百万円	純粋持株会社	被所有 直接 60%	資金の 借入 増資 役員の 兼任	株主割当増資（注2）	114,000	-	-
							短期借入金	30,000	関係会社短期借入金	30,000
							借入金利息（注3）	299	未払費用	299
	あい証券(株)	東京都港区	250百万円	証券業	被所有 直接 40%	増資 転貸借 契約	株主割当増資（注2）	76,000	-	-
						不動産賃借料（注4）	20,924	前払費用	1,918	
						水道光熱費	730	-	-	
						消耗器具備品費	22	-	-	

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2．株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

3．市場金利を勘案して合理的に決定しております。

4．事務所の賃借料は、市場価格を勘案し決定しております。

## 2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

iホールディングス(株)（非上場）

あい証券(株)（非上場）

## （1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1株当たり純資産額	19,440円	8,616円07銭
1株当たり当期純損失金額	37,101円	36,013円64銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
当期純損失	270,101千円	265,528千円
普通株式に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純損失	270,101千円	265,528千円

普通株式の期中平均株式数	6,905株	7,373株
--------------	--------	--------

## (重要な後発事象)

## 1. 増資

## 新株の発行

当社は、2020年6月26日開催の取締役会において、総数引受契約による新株の発行を決議いたしました。新株発行の概要は以下のとおりであります。

(1) 発行株式の種類及び数	普通株式	200株
(2) 発行金額	1株につき500,000円	
(3) 発行総額	100,000,000円	
(4) 払込期日	2020年8月7日	
(5) 増加する資本金の額	50,000,000円	
(6) 増加する資本準備金の額	50,000,000円	
(7) 割当先及び割当株式数	iホールディングス株式会社	120株
	あい証券株式会社	80株
(8) 資金使途	運転資金	

中間財務諸表  
中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		126,226
前払費用		5,717
未収委託者報酬		43,620
未収消費税等		550
立替金		12,364
流動資産合計		188,478
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）		0
器具備品（純額）	* 1	0
有形固定資産合計		0
固定資産合計		0
資産合計		188,478
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金		30,000
預り金		1,706
未払金		6,995
未払手数料		15,185
未払費用		2,389
未払法人税等		2,687
流動負債合計		58,963
負債合計		58,963
純資産の部		
株主資本		
資本金		475,000
資本剰余金		
資本準備金		220,000
その他資本剰余金		6,629
資本剰余金合計		226,629
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		572,114
利益剰余金合計		572,114
株主資本合計		129,514
純資産合計		129,514
負債・純資産合計		188,478

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)	
<b>営業収益</b>	
委託者報酬	81,748
運用受託報酬	10
営業収益合計	81,759
<b>営業費用</b>	
支払手数料	29,608
広告宣伝費	1,710
調査費	10,326
図書費	135
委託計算費	244
通信費	2,145
印刷費	2,148
諸会費	958
営業費用合計	47,277
<b>一般管理費</b>	
給料・手当	56,232
役員報酬	12,000
租税公課	3,302
不動産賃借料	10,462
消耗器具備品費	1,751
機器賃借料	4,157
法律専門家報酬	1,773
新人採用費	2,070
業務委託費	16,035
諸経費	11,723
一般管理費合計	119,508
営業損失	85,027
<b>営業外収益</b>	
受取利息	0
雑収入	6
営業外収益合計	6
<b>営業外費用</b>	
支払利息	221
雑損失	602
営業外費用合計	824
経常損失	85,846
<b>特別利益</b>	
受贈益	* 1 50,000
特別利益合計	50,000
<b>特別損失</b>	
減損損失	* 2 493
特別損失合計	493

税引前中間純損失	36,339
法人税、住民税及び事業税	145
中間純損失	36,484

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	425,000	170,000	6,629	176,629	535,630	535,630	65,999	65,999
当中間期変動 額								
中間純損失					36,484	36,484	36,484	36,484
増資	50,000	50,000	-	50,000			100,000	100,000
当中間期変動 額合計	50,000	50,000	-	50,000	36,484	36,484	63,515	63,515
当中間期末残 高	475,000	220,000	6,629	226,629	572,114	572,114	129,514	129,514

## 注記事項

（重要な会計方針）

項 目	当中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
	1. 固定資産の減価償却の方法
2. その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によってお ります。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 （2020年9月30日）	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。	
器具備品	37千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

\* 1 当社の取締役であり、当社の親会社iホールディングス株式会社の代表取締役社長である齋家恆氏より、当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。

\* 2 当中間会計期間において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア

当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。

上記の資産については営業活動から生じる損益が当面継続してマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（493千円）しております。その内訳は、器具備品361千円、ソフトウェア132千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当中間会計期間末
普通株式（株）	7,660	200	-	7,860

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

総数引受契約による新株の発行 200株

2．自己株式に関する事項  
該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4．配当に関する事項  
該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	126,226	126,226	-
(2) 未収委託者報酬	43,620	43,620	-
(3) 立替金	12,364	12,364	-
資産計	182,210	182,210	-
(1) 関係会社短期借入金	30,000	30,000	-
(2) 未払金	6,995	6,995	-
(3) 未払手数料	15,185	15,185	-
負債計	52,180	52,180	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産 (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

負債（１）関係会社短期借入金、（２）未払金、（３）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2．地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
--



1株当たり純資産額	16,477円72銭
1株当たり中間純損失金額	4,726円55銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失金額が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載していません。	
2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算書上の中間純損失	36,484千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
普通株式に係る中間純損失	36,484千円
普通株式の期中平均株式数	7,719株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2020年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円(2021年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2020年9月末現在)	事業の内容
藍澤証券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
おきぎん証券株式会社	850百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

## (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
  - 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
  - ファンドの基本的性格など
  - 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
  - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
  - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
  - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
  - 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
  - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
  - 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
  - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
  - 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
  - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
  - 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
  - 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
  - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
  - 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
  - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
  - ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
  - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中イデア監査法人  
東京都中央区

指定社員

公認会計士 立野 晴朗

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年6月26日開催の取締役会において、総数引受契約による新株の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月9日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴朗

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国・シェールMLP・高配当株ファンドの2020年8月28日から2021年3月1日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国・シェールMLP・高配当株ファンドの2021年3月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の中間監査報告書

2020年12月4日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中イデア監査法人  
東京都中央区

指定社員

公認会計士 立野 晴朗

業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。